

29み監査第 106号
平成30年 1月 4日

みよし市長 小野田 賢 治 様
みよし市議会議長 塚 本 克 彦 様
みよし市教育委員会教育長 今 瀬 良 江 様

みよし市監査委員 小 嶋 正 道
同 藤 川 仁 司

随時監査(現金取扱事務に関する監査)の結果に関する報告について(提出)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道

藤川 仁司

第2 監査の種類

随時監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

平成29年10月3日、10月10日

2 監査の対象とした部課

教育部 生涯学習推進課

環境経済部 産業課（緑と花のセンター）

会計課

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則の規定に基づき、現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条による収納金出納簿は、整備されているか。
- (2) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記入されているか。また、日々出納関係帳簿の点検を行っているか。
- (3) 収納金・釣銭は、適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (4) 現金は、現金出納簿、収納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (5) 収納金は、遅滞なく指定金融機関に振り込まれているか。
- (6) 現金取扱員に任命された者が現金を取り扱っているか。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに前記着眼点に沿って監査を実施しましたので、その結果を報告します。

1 教育部 生涯学習推進課

平成29年10月3日午前8時50分から、生涯学習推進課長及び主幹の立会いのもと監査を実施しました。

コピー機つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けに、すべて入れられており、私金との混同はありませんでした。また、コピー機料金受けの鍵は、施錠できる場所に適正に保管されていました。

生涯学習講座受講料及び図書館交流プラザ内施設等使用料のつり銭は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、私金との混合はありませんでした。

休日に窓口で支払われた施設等使用料がつり銭とは別に手持ち金庫に保管されていましたが、収納金出納簿に記載し管理されていました。なお、手持ち金庫については、施錠できる場所に適正に保管されていました。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。

現金の取り扱いは、すべて現金取扱員に任命された職員が行っていました。

2 環境経済部 産業課（緑と花のセンター）

平成29年10月3日午後4時から、産業課（緑と花のセンター）所長及び副主幹の立会いのもと監査を実施しました。

施設使用料のつり銭は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。なお、手持ち金庫については施錠できる場所に適正に保管されていました。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。

現金の取り扱いは、すべて現金取扱員に任命された職員が行っていました。

3 会計課

平成29年10月10日午前11時15分から、会計課長及び副主幹の立会いのもと監査を実施しました。

他課への貸出し用つり銭は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。なお、手持ち金庫については施錠できる場所に適正に保管されていました。

監査当日の現金は、現金出納簿の金額と一致していました。収納金出納簿は、会計課の保管現金は他課への貸出し用で整備する必要はないとの判断がされていました。

しかし、指定金融機関の業務終了後に現金を収納する場合があります。課長による管理は行われていますが、そのための収納金出納簿の整備が必要であると考えます。

第5 まとめ

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則等に基づいて概ね適正に処理されていると認められました。